

事務連絡  
平成 21 年 10 月 29 日

熊本県新型インフルエンザ対策協議会  
各構成団体 様

熊本県新型インフルエンザ対策本部事務局長  
(健康福祉部長)

新型インフルエンザの感染拡大に伴う対応について（依頼）

新型インフルエンザ対策については、平素より大変お世話になっております。

県内におきましても全国同様にインフルエンザの流行は拡大の傾向にあります。地域によっては救急の小児科外来などで受診者の増加がみられ、診療まで長い待ち時間を要する事態なども発生しています。

皆様方には、これまでも感染予防策等の対応について御協力いただいているところですが、医療機関が県民に対し必要な医療をスムーズに提供することができるよう、下記事項についてあらためて貴機関、団体内で御周知いただき、御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

## 1 インフルエンザ検査および罹患証明について

現在流行しているインフルエンザは、ほぼすべて新型インフルエンザと判断できるため、遺伝子検査による確定診断は行われていません。また、簡易迅速検査が医療機関で広く実施されていますが、新型インフルエンザでは、**感染していてもこの検査で「陽性」とならない場合もあります**。医師は、症状や診察による所見、周辺の感染状況などから総合的にインフルエンザかどうかを判断し、抗インフルエンザウイルス薬等による治療を開始します。

したがって、従業員に対して罹患証明として検査結果の提出を求めることは控えていただきますようお願いいたします。

## 2 治癒証明書等について

医療機関でインフルエンザと診断された場合は、自宅療養のうえ、原則として発熱や咳、のどの痛みなど症状が始まった日の翌日から 7 日目を経過すれば、外出が可能であると考えられていますので、従業員の再出勤に先立って医療機関を受診させ治癒証明書を取得させる必要はありません。

また、症状が無いにもかかわらず、新型インフルエンザに感染していないことを証明するために、医療機関を受診し簡易迅速検査や遺伝子検査を求めるケースが見受けられますが、**症状が無ければ検査を行うことはできません**。

したがって、従業員に対して治癒証明書の取得や検査目的のみで医療機関を受診させることは控えていただきますようお願いいたします。

### 3 医療機関を受診する際の留意事項について

- (1) 救急外来時間帯における、救急以外の外来受診は控えてください。
- (2) 夜間における小児の急な病気への対処、応急処置などについてのご相談は、小児救急電話相談をご利用ください。

#### 熊本県小児救急電話相談

相談時間 毎日 午後 7 時～午前 0 時

相談員 看護師

電話番号 # 8 0 0 0 (プッシュ回線・携帯電話)

0 9 6 - 3 6 4 - 9 9 9 9 (ダイヤル回線)

#### お問い合わせ先

熊本県健康福祉部健康危機管理課

総務・調整班 元島、永友

新型インフルエンザ対策班 本田、松尾

0 9 6 - 3 3 3 - 2 2 3 9

e-mail:motojima-k@pref.kumamoto.lg.jp